

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
141	41-7(24-16) (ア) 解説	正誤含めて全文差替え	誤 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実に到来していることを要する(最判平25.2.28)。よって、受働債権の弁済期が到来していない場合には、自働債権の弁済期が到来しているときであっても、相殺することはできない。	21/9
110	39-11(22-17) (ア) 解説 4行目	かつ、 <u>譲受人</u> に対する弁済	かつ、 <u>譲渡人</u> に対する弁済	21/9
60	37-7(19-19) (エ) 解説 3行目	更改(438)相殺(439 I)混同(440)については絶対的効力事由であり(458)、 <u>連帯保証人にも効力が生じるが、連帯保証人に対する履行の請求は相対的事由である。</u>	更改(438)相殺(439 I)混同(440)については絶対的効力事由であるが(458)、 <u>連帯保証人に対する履行の請求は相対的事由である。</u>	21/6
208	45-7(27-19) (イ) 解説	全文差替え	消費貸借において、利息の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる(589 II)。	21/2